（削る）

（産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例の対象となる一般廃棄物）

第十二条の七の十六　法第十五条の二の五第一項の環境省令で定める一般廃棄物は、次の各号に掲げる産業廃棄物処理施設の種類に応じ、当該各号に定める一般廃棄物（当該産業廃棄物処理施設に係る法第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限る。）とする。

一～五の二　（略）

五の三　令第七条第十四号ロに掲げる産業廃棄物の最終処分場安定型産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物（非常災害廃棄物であるものに限る。）

六　（略）

2　非常災害のために必要な応急措置として非常災害廃棄物を処理するときは、法第十五条の二の五第一項の環境省令で定める一般廃棄物は、前項の規定にかかわらず、令第七条各号に掲げる産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物とする。

3　（略）

（法第十五条の二の六第三項において準用する法第九条第七項の規定による欠格要件に係る届出）

第十二条の十一の三の二　法第十五条の二の六第三項において準用する法第九条第七項の規定による届出は、同項の者が、第二条の八第一項に規定する者に該当するに至つた後、遅滞なく、前条第一号から第四号までに掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

2　都道府県知事は、前項の届出があつた場合において、法第十四条第五項第二号イ（法第七条第五項第四号イに係るものに限る。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類の提出を求めることができる。

（産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例の対象となる一般廃棄物）

第十二条の七の十六　法第十五条の二の五第一項の環境省令で定める一般廃棄物は、次の各号に掲げる産業廃棄物処理施設の種類に応じ、当該各号に定める一般廃棄物（当該産業廃棄物処理施設に係る法第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限る。）とする。

一～五の二　（略）

（新設）

六　（略）

2　非常災害のために必要な応急措置として非常災害により生じた廃棄物を処理するときは、法第十五条の二の五第一項の環境省令で定める一般廃棄物は、前項の規定にかかわらず、令第七条各号に掲げる産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物とする。

3　（略）

附　則

この省令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年九月十六日）から施行する。

○環境省令第二十六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令和八年法律第四十三号）の一部の施行に伴い、及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第二十二条の規定に基づき、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年九月十五日

環境大臣　石原　宏高

中間貯蔵・環境安全事業株式会社の会計に関する省令の一部を改正する省令

中間貯蔵・環境安全事業株式会社の会計に関する省令（平成二十六年環境省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「出資」の下に「（法第七条第一項第五号及び第六号に掲げる事業並びにこれらに附帯する事業に係る出資を除く。）」を加える。

附　則

この省令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年九月十六日）から施行する。